

南陽市文化会館使用料金表

単位:円

単位:円

区分		午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後10時まで	全日 午前9時から 午後10時まで	冷暖房料 1時間当たり	
大ホール	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	15,100	22,600	30,200	4,860	
		土曜日・休日	18,100	27,200	36,200		
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	19,600	29,400	39,300		
		土曜日・休日	23,500	35,300	47,100		
	入場料が1,000円を超え 3,000円以下の場合	平日	24,100	36,100	48,300		
		土曜日・休日	29,000	43,500	58,000		
	入場料が3,000円を超え 5,000円以下の場合	平日	28,700	43,000	57,400		
		土曜日・休日	34,400	51,700	68,900		
	入場料が5,000円を超える場合	平日	37,800	56,700	75,600		
		土曜日・休日	45,300	68,000	90,700		
小ホール 400㎡	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	5,000	7,600	10,100	980	
		土曜日・休日	6,000	9,100	12,100		
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	7,600	11,400	15,200		
		土曜日・休日	9,100	13,700	18,200		
	入場料が1,000円を超える場合	平日	10,100	15,200	20,300		
		土曜日・休日	12,100	18,200	24,300		
展示ギャラリー 150㎡	入場料が500円以下の場合 (入場料を徴収しない場合を含む。)	平日	2,500	3,800	5,100	480	
		土曜日・休日	3,100	4,600	6,200		
	入場料が500円を超え 1,000円以下の場合	平日	3,800	5,800	7,700		
		土曜日・休日	4,600	6,900	9,300		
	入場料が1,000円を超える場合	平日	5,100	7,700	10,300		
		土曜日・休日	6,200	9,300	12,400		
楽屋1	16㎡		430	640	860	1,720	110
楽屋2	16㎡		430	640	860	1,720	110
楽屋3	21㎡		430	640	860	1,720	110
楽屋4	21㎡		430	640	860	1,720	110
楽屋5	50㎡		750	1,130	1,510	3,020	110
練習室1	87㎡		1時間当たり			430	320
練習室2	55㎡		1時間当たり			430	320
総合工房	56㎡		1時間当たり			430	320
キッチンスタジオ	106㎡		1時間当たり			540	320
和室 8畳、6畳、8畳			1時間当たり			430	320
交流ラウンジ	330㎡		1区画(1.8m×1.8m)1時間当たり			210	320
会議室1	33㎡		1時間当たり			320	320
会議室2	33㎡		1時間当たり			320	320
ワークルーム	33㎡		設備使用料を徴収する			0	0
木育ひろば	51㎡		専用使用する場合に限り1時間当たり			320	0
附属設備			規則で定める額				

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料とは、入場料、会費、その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金(消費税を含まない。)をいい、入場料の額に段階があるときは、最高の入場料の額とする。
- 3 営利を目的とした物品販売及びこれに類する目的で使用する場合の使用料は、所定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 4 大ホール又は小ホールを準備、撤去又はリハーサルのために使用する場合の使用料は、所定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 許可された使用時間を超過して使用した場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時以降の場合は午後6時から午後10時までの使用料の額の時間割額を徴収する。
- 6 この表により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 練習室2を楽屋として使用する場合は、楽屋5の料金に準ずる。